

【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2021年4月1日提出
【発行者名】	フランクリン・テンブルトン・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 桑畑 卓
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
【事務連絡者氏名】	藤田 剛志
【電話番号】	03-5219-5700
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	L M・米国・ラージ・キャップ・グロース・ファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2020年10月22日付をもって提出しました有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）について、2021年4月1日付で委託会社が合併および商号をレグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社からフランクリン・テンブルトン・ジャパン株式会社に変更したことに伴い、記載事項の一部に訂正事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出します。

2【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部_____は訂正部分を示し、<更新後>に記載している内容は原届出書が更新されます。

第一部【証券情報】

(8) 【申込取扱場所】

< 訂正前 >

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

< 委託会社の照会先 >

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

ホームページアドレス：<https://www.leggmason.co.jp>

電話番号：03-5219-5940

受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで

< 訂正後 >

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

< 委託会社の照会先 >

フランクリン・テンブルトン・ジャパン株式会社

ホームページアドレス：<https://www.franklintempleton.co.jp>

電話番号：03-5219-5940

受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

< 更新後 >

ファンドの特色

特色1 魅力的な成長が見込める米国の大型成長株を中心に投資します

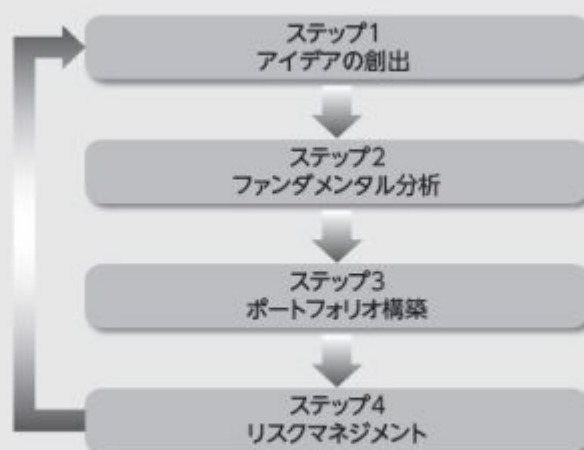
- 主として、米国または経済協力開発機構（OECD）加盟国の市場に上場している大型の米国企業の発行する株式に投資を行います。

（注）中小型株への投資がより魅力的であると判断される場合には、中小型株への投資配分を大きくとる場合があります。

- 個別企業の徹底したファンダメンタル分析に基づき、経営能力が高く、長期にわたり競争力上の優位を維持できると期待される成長企業を発掘し、銘柄数を絞り込んで投資します。
- 株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。
- 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

■ ポートフォリオ構築プロセス

- 当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドの運用指図は、下記のプロセスを経て行われます。



※資金動向、市場動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

特色2 ファミリーファンド方式により運用を行います

- 「ファミリーファンド方式」とは、投資者からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



※委託会社は、上記マザーファンドに投資を行う当ファンド以外のベビーファンドの設定・運用を行うことがあります。

特色3 運用はフランクリン・テンプルトン・グループのクリアブリッジ・インベストメンツ・エルエルシーが行います

- マザーファンドの運用は、「クリアブリッジ・インベストメンツ・エルエルシー」（以下「投資顧問会社」）に委託します。

（注）2021年4月1日現在の情報をもとに作成しております。

ファンドの投資制限

- 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- デリバティブ取引は、ヘッジ目的に限定して行うものとします。

分配方針

毎決算時（毎年7月22日、休業日の場合は翌営業日）に収益分配を行います。

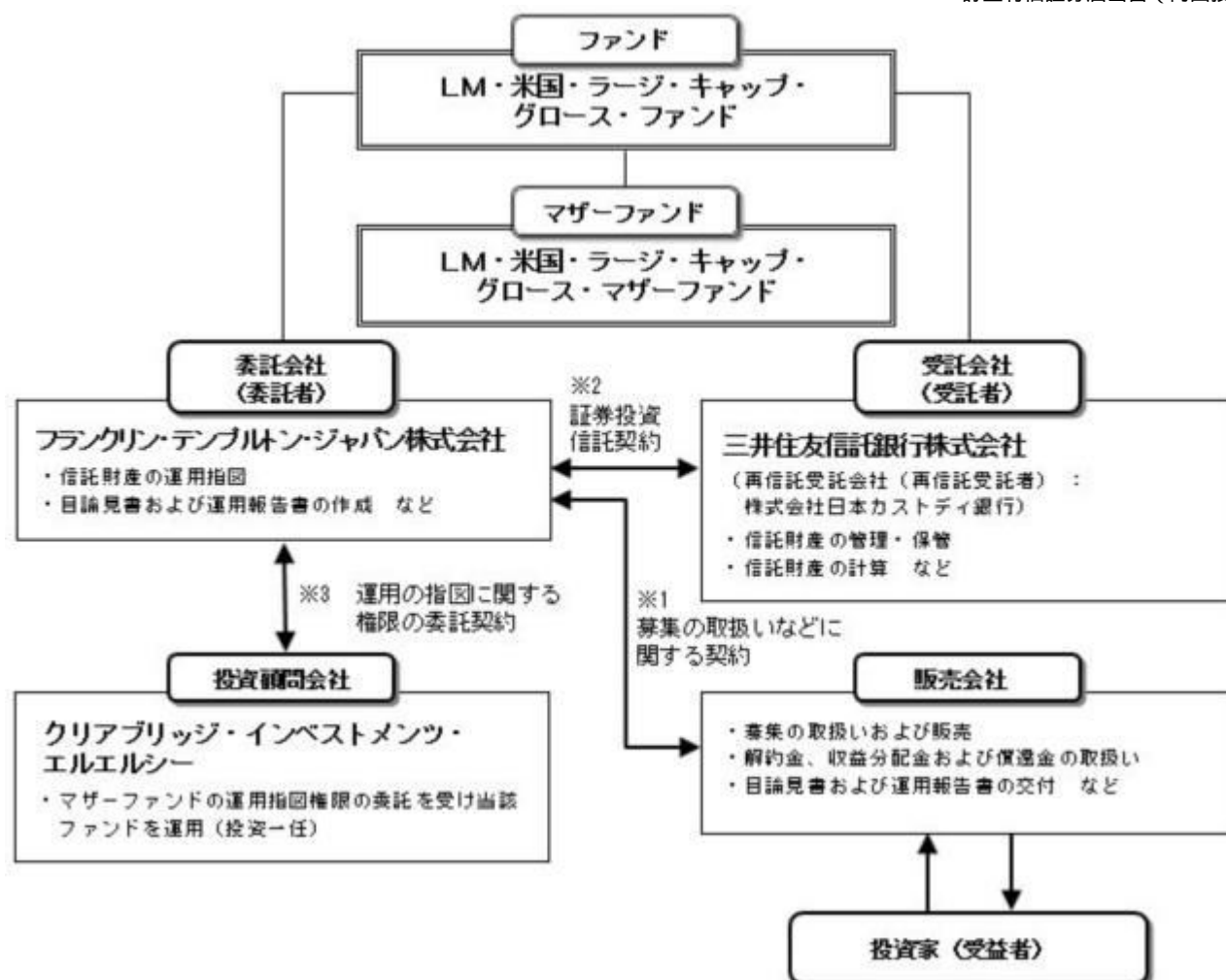
- 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額を含みます。）および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 収益分配金額は、基準価額水準等を勘案して委託会社が決定します。
- 分配対象額が少額等の場合は、分配を行わない場合があります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

（３）【ファンドの仕組み】

< 更新後 >

ファンドの仕組み



- 1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- 2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。
- 3 投資顧問会社に運用の指図に関する権限を委託するにあたり、そのルールを委託会社と投資顧問会社との間で規定したもの。委託する業務内容、報酬の取決めの内容などが含まれています。

< 更新後 >

委託会社の概況（2021年4月1日現在）

1) 資本金

1,000百万円

2) 沿革

1998年4月28日	ソロモン投信委託株式会社設立
1998年6月16日	証券投資信託委託会社免許取得
1998年11月30日	投資顧問業登録
1999年6月24日	投資一任契約に係る業務の認可取得
1999年10月1日	スミス パーニー投資顧問株式会社と合併、「エスエスピーシティ・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更
2001年4月1日	「シティグループ・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更
2006年1月1日	「レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更
2007年9月30日	金融商品取引業登録
2021年4月1日	フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社と合併、「フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社」に社名変更

3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
フランクリン・テンブルトン・ キャピタル・ホールディングス・ プライベート・リミテッド	シンガポール共和国038987 サンテックタワーワン 38-03 テマセック大通り7	78,270株	100%

フランクリン・テンブルトン・ジャパン株式会社（金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第417号）
はフランクリン・リソーシズ・インク傘下の資産運用会社です。

2【投資方針】

(2)【投資対象】

<訂正前>

< L M・米国・ラージ・キャップ・グロース・ファンド >

L M・米国・ラージ・キャップ・グロース・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資する場合があります。

（略）

有価証券の指図範囲

委託者は、信託金を、主として、レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された L M・米国・ラージ・キャップ・グロース・マザーファンド(以下、「マザーファンド」といいます。)の受益証券及び次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

（以下、略）

～ （略）

< L M・米国・ラージ・キャップ・グロース・マザーファンド >

（略）

<訂正後>

< L M・米国・ラージ・キャップ・グロース・ファンド >

L M・米国・ラージ・キャップ・グロース・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資する場合があります。

（略）

有価証券の指図範囲

委託者は、信託金を、主として、フランクリン・テンブルトン・ジャパン株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された L M・米国・ラージ・キャップ・グロース・マザーファンド(以下、「マザーファンド」といいます。)の受益証券及び次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

（以下、略）

～ （略）

< L M・米国・ラージ・キャップ・グロース・マザーファンド >

（略）

<訂正前>

投資対象とするマザーファンドの概要

< L M・米国・ラージ・キャップ・グロース・マザーファンド >

運用の基本方針	
(略)	
ファンドに係る費用	
(略)	
その他	
委託会社	<u>レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社</u>
受託会社	(略)

< 訂正後 >

投資対象とするマザーファンドの概要

< L M・米国・ラージ・キャップ・グロース・マザーファンド >

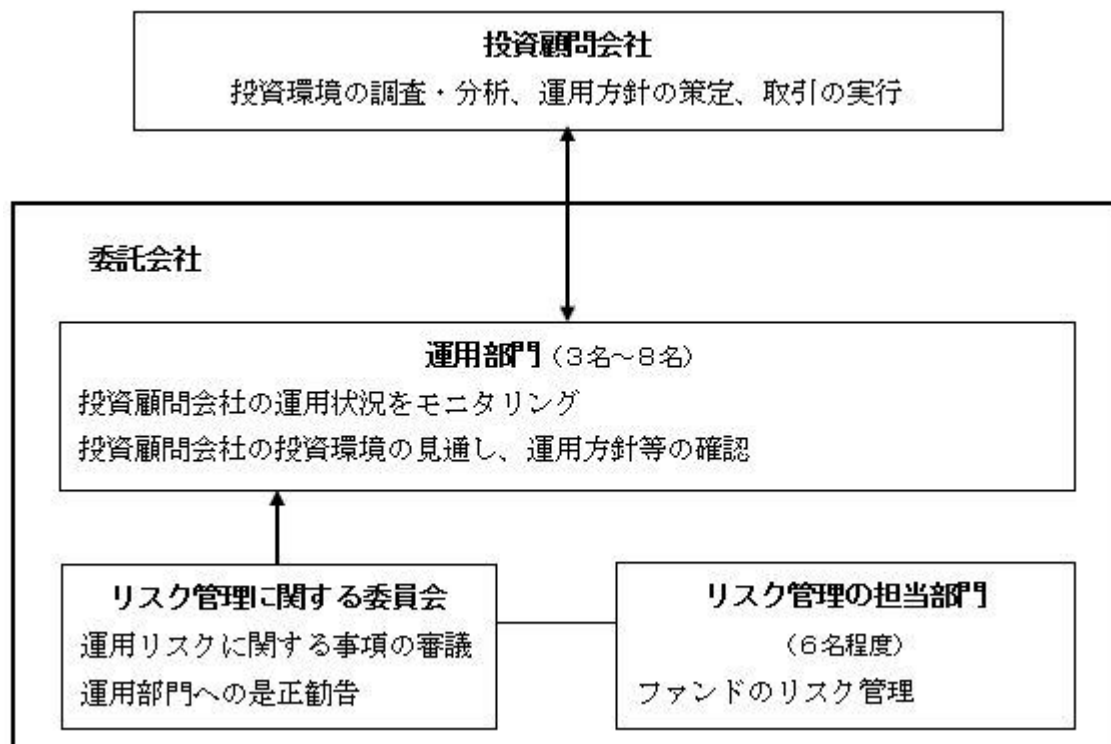
運用の基本方針	
(略)	
ファンドに係る費用	
(略)	
その他	
委託会社	<u>フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社</u>
受託会社	(略)

(3) 【運用体制】

< 更新後 >

■ ファンドの運用体制

当ファンドの実質的な運用はマザーファンドにて行います。その運用は、委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けた投資顧問会社が行います。



■ 内部管理体制および意思決定を監督する組織等

委託会社では、組織規程においてファンドの運用に関係する部署、権限を規定しております。また実際の売買執行等について社内規程・方針を設けているほか、各部署において業務規定を策定しております。

運用に関する社内委員会として、運用部門及び関連部署の代表で構成される社内会議が開催されます。当該会議では、各ファンドの運用状況の確認のほか、その他運用に関する事項について審議します。

■ 委託会社によるファンドの関係法人に対する管理体制

委託会社は、投資顧問会社へのファンドの運用指図に関する権限の委託が適切であるかどうかについてモニタリングを継続的に実施します。具体的には、定期的に投資顧問会社の実績、組織、人材、法令等の遵守状況に関する調査を実施します。委託会社は、受託会社または再信託受託会社に対して、内部統制に関する外部監査人による報告書の提出を求めるほか、担当部署による委託会社独自の確認作業を実施し、受託会社等の業務状況についてモニタリングを行っています。

上記体制は2021年4月1日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

3【投資リスク】

< 更新後 >

(2) リスク管理体制

委託会社では、運用部門から独立したリスク管理の担当部門が、ファンドのリスク管理を行います。また、リスク管理に関する委員会において、ファンドのパフォーマンス、運用ガイドライン等の遵守状況、その他運用リスクに関する事項について審議し、必要に応じて運用部門に対して是正勧告を行います。

上記体制は2021年4月1日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

第2【管理及び運営】

2【換金（解約）手続等】

<訂正前>

(5) 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

ホームページアドレス：<https://www.leggmason.co.jp>

電話番号：03-5219-5940

受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで

<訂正後>

(5) 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

フランクリン・テンブルトン・ジャパン株式会社

ホームページアドレス：<https://www.franklintempleton.co.jp>

電話番号：03-5219-5940

受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

<訂正前>

基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

ホームページアドレス：<https://www.leggmason.co.jp>

電話番号：03-5219-5940

受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで

<訂正後>

基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

フランクリン・テンブルトン・ジャパン株式会社

ホームページアドレス：<https://www.franklintempleton.co.jp>

電話番号：03-5219-5940

受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで

（５）【その他】

< 訂正前 >

運用報告書の作成

- ・ 委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
- ・ 交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して交付されます。
- ・ 運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページアドレス：<https://www.leggmason.co.jp>

< 訂正後 >

運用報告書の作成

- ・ 委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
- ・ 交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して交付されます。
- ・ 運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページアドレス：<https://www.franklintempleton.co.jp>

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

< 更新後 >

(1) 資本金の額（2021年4月1日現在）

資本金の額	: 1,000百万円
委託会社が発行する株式総数	: 100,000株
発行済株式総数	: 78,270株
最近5年間ににおける主な資本金の額の増減	: 該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構（2021年4月1日現在）

経営の意思決定機構

3名以上の取締役が、株主総会の決議によって選任されます。取締役の選任については、累積投票を行いません。取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。補欠としてまたは増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとします。取締役会は、取締役の中から1名以上の代表取締役を選定します。また、取締役会は、代表取締役の中から社長を選定します。取締役会は、取締役の中から会長、副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができます。

取締役会は社長が招集し、議長となります。ただし、社長が取締役会を招集することができずまたは招集することを欲しないときは、取締役会があらかじめ定めた順序にしたがい、他の取締役が取締役会を招集します。取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の前日までに発します。ただし、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集通知を省略または招集期間を短縮することができます。取締役会は、法令または定款に定める事項、その他委託会社の業務執行に関する重要な事項について決議します。

運用の意思決定機構

運用に関する社内委員会として、運用部門及び関連部署の代表で構成される社内会議が開催されます。当該会議では、各ファンドの運用状況の確認のほか、その他運用に関する事項について審議します。

2【事業の内容及び営業の概況】

< 更新後 >

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、投資運用業を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務の一部および投資助言・代理業務を行っています。

委託会社は、2021年4月1日にフランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社と合併し、商号をフランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社に変更しました。

2020年12月末現在におけるレグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	71	1,045,805
合計	71	1,045,805

（ご参考）

2020年12月末現在におけるフランクリン・templton・インベストメンツ株式会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	6	34,377
単位型株式投資信託	2	6,284
合計	8	40,661

3【委託会社等の経理状況】

< 更新後 >

- 1．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に従って作成しております。

財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

- 2．当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

- 3．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第22期事業年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の財務諸表及び第23期中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査及び中間監査を受けております。

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社は、2021年4月1日にフランクリン・templton・インベストメンツ株式会社と合併し、商号をフランクリン・templton・ジャパン株式会社に変更しました。

委託会社の財務諸表及び中間財務諸表に続き、フランクリン・templton・インベストメンツ株式会社の第25期事業年度（2019年10月1日から2020年9月30日まで）の財務諸表を参考資料として記載しております。

（1）【貸借対照表】

（単位：千円）

	第21期事業年度 (2019年3月31日)	第22期事業年度 (2020年3月31日)
資 産 の 部		
流動資産		
現金及び預金	880,774	1,725,429
前払費用	112,612	79,414
未収委託者報酬	583,757	547,446
未収運用受託報酬	2,378,281	1,524,149
その他未収収益	10,952	6,536
関係会社短期貸付金	200,000	-
未収入金	420	1,299
未収利息	294	5

未収還付法人税等	39,285	-
未収還付消費税等	115,535	-
流動資産計	4,321,915	3,884,280
固定資産		
有形固定資産	1	1
建物	134,951	96,383
器具備品	11,407	7,911
有形固定資産計	146,359	104,295
無形固定資産`		
ソフトウェア	11,063	5,561
無形固定資産計	11,063	5,561
投資その他の資産		
投資有価証券	114,674	113,682
長期差入保証金	64,577	47,234
前払年金費用	17,828	-
繰延税金資産	265,899	264,031
投資その他の資産計	462,979	424,948
固定資産計	620,402	534,804
資産合計	4,942,317	4,419,084

(単位：千円)

	第21期事業年度 (2019年3月31日)	第22期事業年度 (2020年3月31日)
負 債 の 部		
流動負債		
預り金	35,474	24,969
未払金	866,176	873,086
未払手数料	197,747	182,218
未払消費税等	-	110,220
その他未払金	668,429	580,647
未払費用	2 1,766,612	2 897,737
未払法人税等	-	128,914
前受金	54,948	55,809
流動負債計	2,723,212	1,980,516
固定負債		
退職給付引当金	63,388	114,484
役員退職慰労引当金	23,971	28,805
固定負債計	87,360	143,289
負債合計	2,810,573	2,123,805
純 資 産 の 部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金	226,405	226,405
資本剰余金計	226,405	226,405

利益剰余金		
利益準備金	23,594	23,594
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	881,744	1,045,279
利益剰余金計	905,338	1,068,873
株主資本合計	2,131,744	2,295,279
純資産合計	2,131,744	2,295,279
負債純資産合計	4,942,317	4,419,084

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	第21期事業年度 （自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日）	第22期事業年度 （自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日）
営業収益		
委託者報酬	12,884,041	11,301,219
運用受託報酬	3,387,425	2,646,802
その他営業収益	132,141	108,373
営業収益計	16,403,607	14,056,395
営業費用		
支払手数料	4,796,984	4,092,785
広告宣伝費	62,862	18,009
調査費	6,722,803	5,546,642
調査費	252,766	273,944
委託調査費	6,468,119	5,270,246
図書費	1,917	2,451
委託計算費	270,414	257,992
営業雑経費	192,063	180,565
通信費	40,437	34,601
印刷費	135,100	132,535
協会費	15,905	12,675
諸会費	620	753
営業費用計	12,045,128	10,095,995
一般管理費		
給料	1,900,569	1,809,981
役員報酬	127,113	124,873
給料・手当	1,191,407	1,187,559
賞与	582,049	497,547
交際費	29,370	13,281
旅費交通費	75,438	44,100
租税公課	45,641	45,151
不動産賃借料	254,640	254,898
退職給付費用	113,999	183,138
役員退職慰労引当金繰入額	19,515	4,833

固定資産減価償却費		37,658		35,442
業務委託費		241,636		244,940
諸経費	1	563,754	1	476,451
一般管理費計		3,282,224		3,112,220
営業利益		1,076,254		848,179

(単位：千円)

	第21期事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	第22期事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
営業外収益		
受取利息	1,279	495
受取配当金	1,829	1,738
投資有価証券売却益	59	392
還付加算金	-	1,056
営業外収益計	3,167	3,682
営業外費用		
為替差損	6,527	74,846
営業外費用計	6,527	74,846
経常利益	1,072,894	777,015
特別損失		
固定資産除却損	-	14,174
特別損失計	-	14,174
税引前当期純利益	1,072,894	762,840
法人税、住民税及び事業税	385,547	297,438
法人税等調整額	16,916	1,868
法人税等合計	402,463	299,306
当期純利益	670,430	463,534

(3) 【株主資本等変動計算書】

第21期事業年度（自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金			株主資本 合計	
		資本 準備金	利益 準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	1,000,000	226,405	23,594	2,011,313	2,034,907	3,261,313	3,261,313
当期変動額							
剰余金の配当	-	-	-	1,800,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000
当期純利益	-	-	-	670,430	670,430	670,430	670,430

株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	1,129,569	1,129,569	1,129,569	1,129,569
当期末残高	1,000,000	226,405	23,594	881,744	905,338	2,131,744	2,131,744

第22期事業年度（自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金			株主資本 合計	
		資本 準備金	利益 準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	1,000,000	226,405	23,594	881,744	905,338	2,131,744	2,131,744
当期変動額							
剰余金の配当	-	-	-	300,000	300,000	300,000	300,000
当期純利益	-	-	-	463,534	463,534	463,534	463,534
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	163,534	163,534	163,534	163,534
当期末残高	1,000,000	226,405	23,594	1,045,279	1,068,873	2,295,279	2,295,279

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	(1) 其他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価額等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの 移動平均法による原価法
2. 固定資産の減価償却 の方法	(1) 有形固定資産 定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 12年～18年 器具備品 4年～8年 (2) 無形固定資産 ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3.引当金の計上基準	(1)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付企業年金について当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。 なお、退職給付債務は、簡便法（確定給付企業年金制度においては直近の年金財政計算上の数理債務に合理的な調整を加えた額をもって退職給付債務とし、退職一時金制度においては当事業年度末現在の要支給額を退職給付債務とする方法）により計算しております。 (2)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1)消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、発生会計期間の費用として処理しております。

未適用の会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日）

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価額を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価額を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

[注記事項]

（貸借対照表関係）

第21期事業年度 (2019年3月31日)	第22期事業年度 (2020年3月31日)
1 固定資産の減価償却累計額 建物 259,509千円 器具備品 198,385千円	1 固定資産の減価償却累計額 建物 267,952千円 器具備品 179,260千円

2 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれて いる関係会社に対するものは次のとおりであ ります。 未払費用 15,145千円	2 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれて いる関係会社に対するものは次のとおりであ ります。 未払費用 15,557千円
---	---

（損益計算書関係）

第21期事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	第22期事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1 関係会社との取引 諸経費 203,878千円	1 関係会社との取引 諸経費 209,942千円

（株主資本等変動計算書関係）

第21期事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	78,270	-	-	78,270

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
2018年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,300,000	16,609.1	2018年 3月31日	2018年 6月29日
2018年11月15日 取締役会	普通株式	500,000	6,388.1	2018年 9月30日	2018年 11月28日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2019年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	300,000	3,832.8	2019年 3月31日	2019年 6月27日

第22期事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	78,270	-	-	78,270

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
----	-------	----------------	-----------------	-----	-------

2019年6月26日 定時株主総会	普通株式	300,000	3,832.8	2019年 3月31日	2019年 6月27日
----------------------	------	---------	---------	----------------	----------------

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
次の通り決議する予定であります。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2020年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	400,000	5,110.5	2020年 3月31日	2020年 6月26日

（リース取引関係）

第21期事業年度 （自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）		第22期事業年度 （自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）	
オペレーティング・リース取引 （借主側） オペレーティング・リース取引のうち解約不 能のものに係る未経過リース料		オペレーティング・リース取引 （借主側） オペレーティング・リース取引のうち解約不 能のものに係る未経過リース料	
1年以内	147,342千円	1年以内	151,060千円
1年超	36,835千円	1年超	647,276千円
合計	184,178千円	合計	798,337千円

（金融商品関係）

第21期事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は公募及び私募投資信託の設定、運用等の投資信託委託業務及び年金基金等に対して投資一任業務を行っております。

資金運用については、安全性の高い金融資産で運用し、デリバティブ取引は行っており、投機的な取引は行わない方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されております。

なお、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。また、関係会社短期貸付金は親会社に対し貸付を行ったものであり、貸付先の信用リスクに晒されております。

営業債務であるその他未払金、未払手数料、未払費用は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。また、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

預金の一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、未収運用受託報酬に関連して、投資顧問業務マニュアルに従い、投資顧問部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングしております。

また、財務部が未収運用受託報酬を取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握を図っております。また、係る状況が発生した場合には、速やかに経営委員会において報告を行っております。

関係会社短期貸付金は、貸付先の信用リスクに晒されておりますが、財務部が貸付先の信用

格付を定期的にモニタリングし、期日及び残高の管理を行っております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての預金、債権債務に関する為替の変動リスクに関して、経理規定に従い、財務部が外貨建ての預金及び債権債務残高を把握しております。また、定期的に行われる本社との財務・資金委員会において報告を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

（（注） 2. 参照）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（１）現金及び預金	880,774	880,774	-
（２）未収委託者報酬	583,757	583,757	-
（３）未収運用受託報酬	2,378,281	2,378,281	-
（４）関係会社短期貸付金	200,000	200,000	-
（５）投資有価証券	105,388	105,388	-
資産計	4,148,201	4,148,201	-
（１）その他未払金	668,429	668,429	-
（２）未払手数料	197,747	197,747	-
（３）未払費用	1,766,612	1,766,612	-
負債計	2,632,788	2,632,788	-

（注）1. 金融資産の時価の算定方法に関する事項

資産

（１）現金及び預金、（２）未収委託者報酬、（３）未収運用受託報酬、（４）関係会社短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（５）投資有価証券

上記表の投資有価証券は金銭信託及び投資信託受益証券であります。これらの時価については帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており、投資信託受益証券については基準価額を基礎としております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記をご参照ください。

負債

（１）その他未払金、（２）未払手数料、（３）未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注）2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	9,285

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため「（５）投資有価証券」には含めておりません。

（注）3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内
現金及び預金	880,774	-
未収委託者報酬	583,757	-
未収運用受託報酬	2,378,281	-
関係会社短期貸付金	200,000	-
投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	-	63,388
合計	4,042,813	63,388

第22期事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は公募及び私募投資信託の設定、運用等の投資信託委託業務及び年金基金等に対して投資一任業務を行っております。

資金運用については、安全性の高い金融資産で運用し、デリバティブ取引は行っておらず、投機的な取引は行わない方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されております。

なお、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

営業債務であるその他未払金、未払手数料、未払費用は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。また、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

預金の一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、未収運用受託報酬に関連して、投資顧問業務マニュアルに従い、投資顧問部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングしております。

また、財務部が未収運用受託報酬を取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握を図っております。また、係る状況が発生した場合には、速やかに経営委員会において報告を行っております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての預金、債権債務に関する為替の変動リスクに関して、経理規定に従い、財務部が外貨建ての預金及び債権債務残高を把握しております。また、定期的に行われる本社との財務・資金委員会において報告を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

（（注） 2. 参照）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（1）現金及び預金	1,725,429	1,725,429	-
（2）未収委託者報酬	547,446	547,446	-

(3) 未収運用受託報酬	1,524,149	1,524,149	-
(4) 投資有価証券	104,396	104,396	-
資産計	3,901,421	3,901,421	-
(1) その他未払金	580,647	580,647	-
(2) 未払手数料	182,218	182,218	-
(3) 未払費用	897,737	897,737	-
負債計	1,660,603	1,660,603	-

(注) 1. 金融資産の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

上記表の投資有価証券は金銭信託及び投資信託受益証券であります。これらの時価については帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており、投資信託受益証券については基準価額を基礎としております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記をご参照ください。

負債

(1) その他未払金、(2) 未払手数料、(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	9,285

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため「(5) 投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内
現金及び預金	1,725,429	-
未収委託者報酬	547,446	-
未収運用受託報酬	1,524,149	-
投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	1,401	61,995
合計	3,798,426	61,995

(有価証券関係)

第21期事業年度 (2019年3月31日)	第22期事業年度 (2020年3月31日)
--------------------------	--------------------------

1. その他有価証券 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 金銭信託 貸借対照表計上額 63,388千円 取得原価 63,388千円 差額 - 投資信託受益証券 貸借対照表計上額 42,000千円 取得原価 42,000千円 差額 - （注）非上場株式（貸借対照表計上額9,285千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記「その他有価証券」には含めておりません。 2. 当事業年度中に売却したその他有価証券 投資信託受益証券 売却額 4,000千円 売却益の合計額 64千円 売却損の合計額 5千円	1. その他有価証券 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 金銭信託 貸借対照表計上額 63,396千円 取得原価 63,396千円 差額 - 投資信託受益証券 貸借対照表計上額 41,000千円 取得原価 41,000千円 差額 - （注）同 左 2. 当事業年度中に売却したその他有価証券 投資信託受益証券 売却額 3,000千円 売却益の合計額 397千円 売却損の合計額 5千円
--	--

（退職給付関係）

第21期事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定給付企業年金制度と退職一時金制度を併用しております。

確定給付企業年金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給します。

退職一時金制度では、退職給付として賞与のうち一定額を留保した金額を一時金として支給します。

確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び資産並びに退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

（1）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	63,380千円
退職給付費用	113,399千円
退職給付の支払額	-千円
前払年金費用	7,035千円
制度への拠出金	106,355千円
退職給付引当金の期末残高	63,388千円

（2）退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付に係る資産及び負債の調整表

積立型制度の退職給付債務	995,061千円
年金資産	1,012,889千円
	17,828千円
非積立制度の退職給付債務	63,388千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	45,560千円

退職給付引当金	63,388千円
前払年金費用	17,828千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	45,560千円

(3) 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	113,399千円
----------------	-----------

第22期事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定給付企業年金制度と退職一時金制度を併用しております。

確定給付企業年金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給します。

退職一時金制度では、退職給付として賞与のうち一定額を留保した金額を一時金として支給します。

確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び資産並びに退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	63,388千円
退職給付費用	183,138千円
退職給付の支払額	-千円
前払年金費用	17,828千円
制度への拠出金	114,215千円
退職給付引当金の期末残高	114,484千円

(2) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付に係る資産及び負債の調整表

積立型制度の退職給付債務	1,098,142千円
年金資産	1,047,055千円
	51,087千円
非積立制度の退職給付債務	63,396千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	114,484千円

退職給付引当金	114,484千円
前払年金費用	-千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	114,484千円

(3) 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	183,138千円
----------------	-----------

(ストック・オプション等関係)

第21期事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	第22期事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
--	--

1. スtock・オプション等に係る当事業年度における費用計上額及び科目名 諸経費 203,878千円 2. スtock・オプション等の内容 当社は、親会社であるレグ・メイソン・インクの株式報酬プランに基づき当社の役員等が受領する株式報酬にかかる費用を負担しておりますが、これらの費用については、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号 平成17年12月27日）及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日）に準じた方法により会計処理をしております。	1. スtock・オプション等に係る当事業年度における費用計上額及び科目名 諸経費 209,942千円 2. スtock・オプション等の内容 同 左
--	--

（税効果会計関係）

第21期事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	第22期事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 千円 繰延税金資産 未払金 177,611 役員退職慰労引当金 7,340 退職給付引当金 19,409 未払費用 61,344 未払事業税 1,531 ストック・オプション費用 77,662 有価証券評価損 27,776 長期差入保証金 39,540 繰延税金資産小計 412,215 評価性引当額 140,856 繰延税金資産合計 271,358 繰延税金負債 前払年金費用 5,458 繰延税金負債合計 5,458 繰延税金資産の純額 265,899 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 千円 繰延税金資産 未払金 152,349 役員退職慰労引当金 8,820 退職給付引当金 35,055 未払費用 67,805 未払事業税 9,502 ストック・オプション費用 73,056 有価証券評価損 27,776 長期差入保証金 48,464 繰延税金資産小計 422,829 評価性引当額 158,798 繰延税金資産合計 264,031 繰延税金負債 前払年金費用 - 繰延税金負債合計 - 繰延税金資産の純額 264,031 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	(%)		(%)
法定実効税率	30.6	法定実効税率	30.6
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.7	交際費等永久に損金に算入されない項目	6.2
住民税均等割	0.2	住民税均等割	0.3
評価性引当金	2.7	評価性引当金	2.4
その他	0.8	その他	0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.3	税効果会計適用後の法人税等の負担率	39.2

(資産除去債務関係)

第21期事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 当該資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスの賃貸借契約において、建物所有者との間で賃室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を認識しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を75ヶ月と見積り、資産除去債務の金額を計算しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する差入保証金が計上されているため、当該差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首における資産除去債務認識額	101,623千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-
その他増減額（は減少）	27,509千円
期末における資産除去債務認識額	129,132千円

第22期事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 当該資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスの賃貸借契約において、建物所有者との間で賃室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を認識しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を75ヶ月と見積り、資産除去債務の金額を計算しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する差入保証金が計上されているため、当該差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首における資産除去債務認識額	129,132千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-
その他増減額（は減少）	17,363千円
期末における資産除去債務認識額	146,496千円

(セグメント情報等関係)

〔セグメント情報〕

当社の報告セグメントは投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

第21期事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 製品およびサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託委託業務	投資一任業務	その他	合計
外部顧客への営業収益	12,884,041	3,387,425	132,141	16,403,607

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益
LM・オーストラリア高配当株ファンド（毎月分配型）	5,338,096

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第21期事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第21期事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

報告セグメントごと負ののれん発生益に関する情報

第21期事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

第22期事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 製品およびサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託委託業務	投資一任業務	その他	合計
外部顧客への営業収益	11,301,219	2,646,802	108,373	14,056,395

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益
LM・オーストラリア高配当株ファンド（毎月分配型）	4,026,379

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第22期事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第22期事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

報告セグメントごと負ののれん発生益に関する情報

第22期事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

第21期事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 関連当事者との取引

（1）財務諸表提出会社の親会社及び主要会社（会社等の場合に限る。）等

（単位：千円）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末残高
親会社	レグ・メイソン・ インク	米国 メリーランド州 ボルティモア	-	持株 会社	被所有 直接 100%	資金の 貸付 ストック・ オプション 費用の負担	資金の 貸付 (注1)	200,000	関係会社 短期 貸付金	200,000
							諸経費 の支払 (注4)	203,878	未払 費用	15,145

（2）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

（単位：千円）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末残高
同一の親 会社を持 つ会社	ウエスタン・ アセット・ マネジメント・ カンパニー・ リミテッド	英国 ロンドン市	-	金融業	-	サービス 契約 投資顧問 契約	委託調査費 の支払 (注2)	87,307	未払 費用	8,449

同一の親会社を持つ会社	ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・エルエルシー（注６）	米国 カリフォルニア州 パサディナ	-	金融業	-	サービス契約	その他営業収益の受取（注３）	27,492	その他未収収益	2,275
						投資顧問契約	委託調査費の支払（注２）	490,082	未払費用	46,767
同一の親会社を持つ会社	ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーワイ・リミテッド	オーストラリア ビクトリア州 メルボルン	-	金融業	-	投資顧問契約	委託調査費の支払（注２）	1,155,615	未払費用	163,546
同一の親会社を持つ会社	ウエスタン・アセット・マネジメント（株）	東京都 千代田区	億円 10	金融業	-	役員の兼任	委託調査費の支払（注２）	87	未払費用	8
						投資顧問契約 オフィスの賃借	不動産賃借料等の支払（注４）	6,689	-	-
同一の親会社を持つ会社	ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ディーティーブイエム・リミターダ	ブラジル サンパウロ州 サンパウロ	-	金融業	-	投資顧問契約	委託調査費の支払（注２）	227,817	未払費用	18,743
同一の親会社を持つ会社	QS インベスターズ・エルエルシー	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク	-	金融業	-	投資顧問契約	委託調査費の支払（注２）	99,198	未払費用	11,935
同一の親会社を持つ会社	クリアブリッジ・インベストメンツ・エルエルシー	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク	-	金融業	-	役員の兼任	その他営業収益の受取（注３）	72,803	その他未収収益	5,481
						サービス契約 投資顧問契約	委託調査費の支払（注２）	340,391	未払費用	25,104
同一の親会社を持つ会社	レグ・メイソン＆カンパニー・エルエルシー	米国 メリーランド州 ボルティモア	-	サービス業	-	サービス契約	調査費・諸経費等の支払（注４）	184,889	前払費用	13,394
									未払費用	17,575

同一の親会社を持つ会社	ブランディワイン・グローバル・インベストメント・マネジメント・エルエルシー	米国 ペンシルバニア州 フィラデルフィア	-	金融業	-	役員の兼任 投資顧問 契約	委託調査費 の支払 （注２）	1,679,781	未払 費用	1,151,499
同一の親会社を持つ会社	レグ・メイソン・アセット・マネジメント・オーストラリア・リミテッド	オーストラリア ビクトリア州 メルボルン	-	金融業	-	役員の兼任 サービス 契約 投資顧問 契約	その他営業 収益の受取 （注３）	11,312	その他 未収 収益	748
							委託調査費 の支払 （注２）	2,384,090	未払 費用	178,125
同一の親会社を持つ会社	エントラスト パーマル リミテッド	英国 ロンドン市	-	金融業	-	サービス 契約	その他営業 収益の受取 （注３）	3,296	その他 未収 収益	822
同一の親会社を持つ会社	ロイス・アンド・アソシエイツ・エルピー	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク	-	金融業	-	投資顧問 契約	委託調査費 の支払 （注２）	3,747	未払 費用	2,607
同一の親会社を持つ会社	マーティン・カーリー・インベストメント・マネジメント・リミテッド	スコットランド エディンバラ	-	金融業	-	サービス 契約	その他営業 収益の受取 （注３）	16,849	その他 未収 収益	1,624

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

（注１）貸付金の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

（注２）委託調査費の支払は国内投信及び年金基金等に係る運用・助言業務の再委託に対する支払であります。料率は関係会社間で協議の上合理的に決定しております。

（注３）その他営業収益の内容はグループで発行しているファンドの販売支援等のサービス報酬であります。料率は関係会社間で協議の上合理的に決定しております。

（注４）諸経費の支払は当社の役員・従業員に付与されるストック・オプション等の当社費用負担額であります。不動産賃借料等の支払は、本社オフィスの賃貸借契約における当社負担額であります。調査費・諸経費等の支払はテクノロジーサービス費用・マーケットデータ利用料・保険料等の当社負担額であります。負担額は関係会社間で協議の上合理的に決定しております。

（注５）取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

（注６）ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニーは2018年5月にウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・エルエルシーへ商号変更しました。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

レグ・メイソン・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）

第22期事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

１． 関連当事者との取引

（１）財務諸表提出会社の親会社及び主要会社（会社等の場合に限る。）等

（単位：千円）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	レッグ・メイソン・インク	米国 メリーランド州 ボルティモア	-	持株会社	被所有 直接 100%	資金の貸付 ストック・オプション費用の負担	資金の回収	200,000	-	-
							諸経費の支払 (注３)	209,942	未払費用	15,557

（２）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

（単位：千円）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド	英国 ロンドン市	-	金融業	-	役員の兼任 サービス契約 投資顧問契約	委託調査費の支払 (注１)	100,306	未払費用	8,360
同一の親会社を持つ会社	ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・エルエルシー	米国 カリフォルニア州 バサディナ	-	金融業	-	役員の兼任 サービス契約 投資顧問契約	その他営業収益の受取 (注２)	26,611	その他未収収益	2,178
							委託調査費の支払 (注１)	564,387	未払費用	45,992
同一の親会社を持つ会社	ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーワイ・リミテッド	オーストラリア ビクトリア州 メルボルン	-	金融業	-	投資顧問契約	委託調査費の支払 (注１)	992,694	未払費用	127,796
同一の親会社を持つ会社	ウエスタン・アセット・マネジメント(株)	東京都 千代田区	億円 10	金融業	-	役員の兼任 投資顧問契約 オフィスの賃借	委託調査費の支払 (注１)	5,775	未払費用	1,971
							不動産賃借料等の支払 (注３)	6,491	-	-

同一の親会社を持つ会社	ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ディーティーブイエム・リミターダ	ブラジル サンパウロ州 サンパウロ	-	金融業	-	投資顧問 契約	委託調査費 の支払 （注１）	235,089	未払 費用	17,510
同一の親会社を持つ会社	QS インベスターズ・エルエルシー	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク	-	金融業	-	投資顧問 契約	委託調査費 の支払 （注１）	105,428	未払 費用	6,153
同一の親会社を持つ会社	クリアブリッジ・インベストメンツ・エルエルシー	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク	-	金融業	-	役員の兼任 サービス 契約	その他営業 収益の受取 （注２）	54,061	その他 未収 収益	2,416
						投資顧問 契約	委託調査費 の支払 （注１）	327,702	未払 費用	25,159
同一の親会社を持つ会社	レッグ・メイソン＆カンパニー・エルエルシー	米国 メリーランド州 ボルティモア	-	サービス業	-	サービス 契約	調査費・ 諸経費等 の支払 （注３）	175,934	前払 費用	14,702
									未払 費用	12,472
同一の親会社を持つ会社	ブランディワイン・グローバル・インベストメント・マネジメント・エルエルシー	米国 ペンシルバニア州 フィラデルフィア	-	金融業	-	役員の兼任 投資顧問 契約	委託調査費 の支払 （注１）	848,743	未払 費用	358,801
同一の親会社を持つ会社	レッグ・メイソン・アセット・マネジメント・オーストラリア・リミテッド	オーストラリア ビクトリア州 メルボルン	-	金融業	-	サービス 契約	その他営業 収益の受取 （注２）	7,809	その他 未収 収益	393
						投資顧問 契約	委託調査費 の支払 （注１）	1,989,021	未払 費用	122,390
同一の親会社を持つ会社	エントラスト パーマル リミテッド	英国 ロンドン市	-	金融業	-	サービス 契約	その他営業 収益の受取 （注２）	2,642	その他 未収 収益	561
同一の親会社を持つ会社	ロイス・アンド・アソシエイツ・エルピー	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク	-	金融業	-	投資顧問 契約	委託調査費 の支払 （注１）	101,097	未払 費用	5,508

同一の親会社を持つ会社	マーティン・カリー・インベストメント・マネジメント・リミテッド	スコットランド エディンバラ	-	金融業	-	サービス 契約	その他営業 収益の受取 (注2)	16,842	その他 未収 収益	985
-------------	---------------------------------	-------------------	---	-----	---	------------	------------------------	--------	-----------------	-----

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

（注1）委託調査費の支払は国内投信及び年金基金等に係る運用・助言業務の再委託に対する支払であります。料率は関係会社間で協議の上合理的に決定しております。

（注2）その他営業収益の内容はグループで発行しているファンドの販売支援等のサービス報酬であります。料率は関係会社間で協議の上合理的に決定しております。

（注3）諸経費の支払は当社の役員・従業員に付与されるストック・オプション等の当社費用負担額であります。不動産賃借料等の支払は、本社オフィスの賃貸借契約における当社負担額であります。調査費・諸経費等の支払はテクノロジーサービス費用・マーケットデータ利用料・保険料等の当社負担額であります。負担額は関係会社間で協議の上合理的に決定しております。

（注4）取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

レグ・メイソン・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）

（1株当たり情報）

第21期事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		第22期事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
1株当たり純資産額	27,235円78銭	1株当たり純資産額	29,325円14銭
1株当たり当期純利益金額	8,565円61銭	1株当たり当期純利益金額	5,922円24銭
(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下の通りであります。		(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下の通りであります。	
当期純利益	670,430千円	当期純利益	463,534千円
普通株式に帰属しない金額	-	普通株式に帰属しない金額	-
普通株式に係る当期純利益	670,430千円	普通株式に係る当期純利益	463,534千円
期中平均株式数	78千株	期中平均株式数	78千株
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

（重要な後発事象）

第21期事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	第22期事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

第23期中間会計期間末 (2020年9月30日)	
資 産 の 部	
流動資産	
現金及び預金	1,242,231
前払費用	91,164
未収委託者報酬	547,994
未収運用受託報酬	1,137,384
その他未収収益	5,949
未収入金	440,444
流動資産計	3,465,169
固定資産	
有形固定資産	
建物	1 86,054
器具備品	1 29,256
有形固定資産計	115,311
無形固定資産	
ソフトウェア	5,153
無形固定資産計	5,153
投資その他の資産	
投資有価証券	72,107
長期差入保証金	24,520
前払年金費用	45,021
繰延税金資産	175,954
投資その他の資産計	317,603
固定資産計	438,068
資産合計	3,903,238

(単位：千円)

第23期中間会計期間末 (2020年9月30日)	
負 債 の 部	
流動負債	
関係会社短期借入金	1,200,000
預り金	46,383
未払金	365,637
未払手数料	177,434
未払消費税等	85,990
その他未払金	102,212
未払費用	533,647
未払法人税等	21,125
前受金	57,312
流動負債計	2,224,105
固定負債	

退職給付引当金	62,822
役員退職慰労引当金	38,419
その他固定負債	19,579
固定負債計	120,820
負債合計	2,344,926
純 資 産 の 部	
株主資本	
資本金	1,000,000
資本剰余金	
資本準備金	226,405
資本剰余金計	226,405
利益剰余金	
利益準備金	23,594
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	308,312
利益剰余金計	331,906
株主資本計	1,558,312
純資産合計	1,558,312
負債・純資産合計	3,903,238

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

第23期中間会計期間 (自 2020年4月 1日 至 2020年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	4,495,418
運用受託報酬	1,144,942
その他営業収益	34,227
営業収益計	5,674,589
営業費用	4,027,157
一般管理費	1 2,146,248
営業損失	498,816
営業外収益	
受取利息	10
為替差益	23,204
受取配当金	1,685
営業外収益計	24,901
営業外費用	
支払利息	570
投資有価証券売却損	4,710
営業外費用計	5,281
経常損失	479,197
特別利益	
親会社株式報酬受入金	227,370
特別利益計	227,370

特別損失

固定資産除却損	1,299
特別損失計	1,299
税引前中間純損失	253,125
法人税、住民税及び事業税	4,235
法人税等調整額	88,076
法人税等合計	83,840
中間純損失	336,966

(3) 中間株主資本等変動計算書

第23期中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金			株主資本 合計	
		資本 準備金	利益 準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	1,000,000	226,405	23,594	1,045,279	1,068,873	2,295,279	2,295,279
当中間期変動額							
剰余金の配当	-	-	-	400,000	400,000	400,000	400,000
中間純損失	-	-	-	336,966	336,966	336,966	336,966
株主資本以外 の項目の当中 間期変動額 （純額）	-	-	-	-	-	-	-
当中間期変動額 合計	-	-	-	736,966	736,966	736,966	736,966
当中間期末残高	1,000,000	226,405	23,594	308,312	331,906	1,558,312	1,558,312

重要な会計方針

項 目	第23期中間会計期間 (自 2020年4月 1日 至 2020年9月30日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 中間期末日の市場価額等に基づく時価法（評価差額は全部純 資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算 定） 時価のないもの 移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 <table border="0"> <tr> <td>建物</td><td>12～18年</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>4～8年</td></tr> </table> (2)無形固定資産 定額法によっております。 なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。	建物	12～18年	器具備品	4～8年
建物	12～18年				
器具備品	4～8年				
3. 引当金の計上基準	(1)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付企業年金について当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間において発生していると認められる額を計上しております。 なお、退職給付債務は、簡便法（確定給付企業年金制度においては直近の年金財政計算上の数理債務に合理的な調整を加えた額をもって退職給付債務とし、退職一時金制度においては当中間会計期間末現在の要支給額を退職給付債務とする方法）により計算しております。また、確定給付企業年金制度については、年金資産が退職給付債務を超えるため、前払年金費用を計上しております。 (2)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。				
4. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。				
5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、固定資産にかかる控除対象外消費税及び地方消費税は、発生会計期間の期間費用として処理しております。				

（未適用の会計基準等）

第23期中間会計期間
（自 2020年4月 1日 至 2020年9月30日）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）

「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日）

1. 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価額を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価額を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

2. 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

3. 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当中間財務諸表の作成時において評価中であります。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

第23期中間会計期間末 2020年9月30日	
1 有形固定資産の減価償却累計額	
建物	278,281千円
器具備品	173,567千円

（中間損益計算書関係）

第23期中間会計期間 （自 2020年4月 1日 至 2020年9月30日）	
1 減価償却実施額	
有形固定資産	12,599千円
無形固定資産	2,102千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第23期中間会計期間 （自 2020年4月 1日 至 2020年9月30日）				
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項				
株式の種類	当事業年度期首 （株）	当中間会計期間増加 （株）	当中間会計期間減少 （株）	当中間会計期間末 （株）
普通株式	78,270	-	-	78,270
2. 配当に関する事項				
(1) 配当金支払額				

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年6月25日 定時株主総会	普通株式	400,000	5,110.5	2020年 3月31日	2020年 6月26日

(リース取引関係)

第23期中間会計期間 (自 2020年4月 1日 至 2020年9月30日)	
オペレーティング・リース取引 (借主側) オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料	
1年以内	152,300千円
1年超	571,126千円
合計	723,426千円

(金融商品関係)

第23期中間会計期間(自 2020年4月 1日 至 2020年9月30日)

金融商品の時価等に関する事項

2020年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。(注) 2.参照)

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,242,231	1,242,231	-
(2) 未収委託者報酬	547,994	547,994	-
(3) 未収運用受託報酬	1,137,384	1,137,384	-
(4) 未収入金	440,444	440,444	-
(5) 投資有価証券	62,822	62,822	-
資産計	3,430,877	3,430,877	-
(1) 未払手数料	177,434	177,434	-
(2) 未払費用	533,647	533,647	-
(3) 関係会社短期借入金	1,200,000	1,200,000	-
負債計	1,929,476	1,929,476	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、(4) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

上記表の投資有価証券は金銭信託であります。時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿

価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記をご参照ください。

負債

（１）未払手数料、（２）未払費用、（３）関係会社短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注）２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額
非上場株式	9,285

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため「（４）投資有価証券」には含めておりません。

（有価証券関係）

第23期中間会計期間末 2020年9月30日	
1. その他有価証券	
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	
金銭信託	
中間貸借対照表計上額	62,822千円
取得原価	62,822千円
差額	-
非上場株式（中間貸借対照表計上額9,285千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記「その他有価証券」には含めておりません。	

（ストック・オプション等関係）

第23期中間会計期間 （自 2020年4月 1日 至 2020年9月30日）	
1. スtock・オプション等に係る当中間会計期間における費用計上額及び科目名	
一般管理費	283,617千円
2. スtock・オプション等の内容	
当社は、親会社であるレグ・メイソン・インクの株式報酬プランに基づき当社の役員等が受領する株式報酬にかかる費用を負担しておりますが、これらの費用については、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号 平成17年12月27日）及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日）に準じた方法により会計処理をしております。	
なお、レグ・メイソン・インクがフランクリン・リソーシズ・インクに統合されたことに伴い、レグ・メイソン・インクの株式報酬プランが終了しております。上記1.の費用計上額には当該株式報酬プランの終了に伴って確定した株式報酬費用相当額が含まれております。	

（資産除去債務関係）

第23期中間会計期間（自 2020年4月 1日 至 2020年9月30日）

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

当中間会計期間期首における資産除去債務認識額	146,496千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	- 千円
その他増減額（ は減少）	- 千円
当中間会計期間末における資産除去債務認識額	146,496千円

（セグメント情報等関係）

〔セグメント情報〕

当社の報告セグメントは投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

第23期中間会計期間（自 2020年4月 1日 至 2020年9月30日）

1. 製品およびサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託委託業務	投資一任業務	その他	合計
外部顧客への営業収益	4,495,418	1,144,942	34,227	5,674,589

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益
LM・オーストラリア高配当株ファンド（毎月分配型）	1,447,451

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第23期中間会計期間（自 2020年4月 1日 至 2020年9月30日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第23期中間会計期間（自 2020年4月 1日 至 2020年9月30日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

第23期中間会計期間（自 2020年4月 1日 至 2020年9月30日）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

第23期中間会計期間
(自 2020年4月 1日 至 2020年9月30日)

1株当たり純資産額	19,909.44円
1株当たり中間純損失金額	4,305.18円

(注) 1. なお、潜在株式調整後1株当たり中間純損失金額については、1株当たり純損失であるため記載しておりません。

2. 1株当たり中間純損失金額の算定の基礎は以下のとおりであります。

中間純損失	336,966千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純損失	336,966千円
期中平均株式数	78,270株

(重要な後発事象)

フランクリン・templton・インベストメンツ株式会社との企業結合

当社の親会社であるレグ・メイソン・インクは米国時間2020年7月31日付けで、フランクリン・templton・インベストメンツ株式会社（以下「FTI」）の最終親会社であるフランクリン・リソーシズ・インクに統合されました。

これに伴い、当社はFTIとの間で統合・合併に向けた協議・準備を進めてまいりましたが、2020年9月30日開催の取締役会においてFTIと合併契約を締結することを決議し、2020年10月8日付けで合併の効力発生日を2021年4月1日とする合併契約書を締結いたしました。

(1) 取引の概要

1. 結合当事企業の名称及び事業内容

結合当事企業の名称：フランクリン・templton・インベストメンツ株式会社

事業の内容：資産運用業務

2. 企業結合予定日

2021年4月1日

3. 企業結合の方法

当社を存続会社、FTIを消滅会社とする吸収合併

4. 企業結合後の名称

フランクリン・templton・ジャパン株式会社

(2) 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行う予定であります。

(参考) フランクリン・templton・インベストメンツ株式会社の経理状況

参考資料においてフランクリン・templton・インベストメンツ株式会社を「委託会社」または「当社」といいます。

1. 委託会社であるフランクリン・templton・インベストメンツ株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第25期事業年度（2019年10月1日から2020年9月30日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人の監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2020年12月17日

フランクリン・テンブルトン・インベストメンツ株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士 久保直毅

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているフランクリン・テンブルトン・インベストメンツ株式会社の2019年10月1日から2020年9月30日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フランクリン・テンブルトン・インベストメンツ株式会社の2020年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2020年10月8日開催の取締役会において、レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社と合併契約を締結することを決議し、同日付けで合併の効力発生日を2021年4月1日とする合併契約書を締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関

連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

(1) 貸借対照表

(単位：千円)

	第24期 (2019年 9 月30日)	第25期 (2020年 9 月30日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	1,269,311	1,045,422
前払費用	6,526	12,138
未収入金	125,711	102,827
未収委託者報酬	45,395	40,734
未収運用受託報酬	14,943	242,302
未収投資助言報酬	-	6,044
未収消費税等	* 3 3,217	-
その他流動資産	-	0
流動資産合計	1,465,104	1,449,471
固定資産		
有形固定資産		
建物付属設備	65,596	100,886
器具備品	27,864	31,970
建設仮勘定	5,184	-
有形固定資産合計	* 1 98,645	* 1 132,857
無形固定資産		
ソフトウェア	-	424
無形固定資産合計	-	424
投資その他の資産		
繰延税金資産	43,199	46,838
長期差入保証金	65,707	97,388
その他	638	638
投資その他の資産合計	109,545	144,865
固定資産合計	208,191	278,147
資産合計	1,673,296	1,727,618

負債の部

流動負債		
預り金	2,304	1,403
未払収益分配金	1,209	1,373
未払手数料	31,456	27,624
その他未払金	* 2 121,208	* 2 404,914
未払費用	57,718	55,757
未払法人税等	13,071	9,928
未払消費税等	-	* 3 13,311
流動負債合計	226,968	514,312
固定負債		
資産除去債務	30,165	37,788
退職給付引当金	34,602	20,570
固定負債合計	64,768	58,358
負債合計	291,737	572,671
純資産の部		
株主資本		
資本金	490,000	490,000
資本剰余金		
資本準備金	57,958	57,958
その他資本剰余金	-	100,000
資本剰余金合計	57,958	157,958
利益剰余金		
利益準備金	-	40,000
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	833,600	466,989
利益剰余金合計	833,600	506,989
株主資本合計	1,381,558	1,154,947
純資産合計	1,381,558	1,154,947
負債純資産合計	1,673,296	1,727,618

(2) 損益計算書

	(単位：千円)	
	第24期 (自 2018年10月 1 日 至 2019年 9 月30日)	第25期 (自 2019年10月 1 日 至 2020年 9 月30日)
営業収益		
委託者報酬	320,328	285,562
運用受託報酬	85,619	665,111
業務受託報酬	1,117,254	1,280,798
投資助言報酬	-	27,998
その他営業収益	121,635	105,240
営業収益計	1,644,838	2,364,711
営業費用		
支払手数料	322,231	828,722
広告宣伝費	1,797	3,397
公告費	2,406	590
調査費	45,720	71,524
図書費	305	476

委託計算費	11,624	11,501
通信費	5,524	5,871
印刷費	14,386	17,284
諸会費	1,628	1,590
販売促進費	4,960	50
営業費用計	410,587	941,009
一般管理費		
役員報酬	55,551	48,825
給料・手当	287,673	352,220
賞与	48,283	44,409
その他給与	14,292	16,326
法定福利費	34,729	40,407
退職給付費用	48,579	41,043
交際費	1,467	441
旅費交通費	1,374	1,516
租税公課	8,961	11,599
福利厚生費	1,535	1,345
事務委託費	491,018	555,900
不動産賃貸料	61,570	98,660
固定資産減価償却費	14,155	18,854
諸経費	105,591	115,951
一般管理費計	1,174,785	1,347,503
営業利益	59,466	76,197
営業外収益		
受取利息	2	8
営業外収益合計	2	5,962
営業外費用		
為替差損	1,326	-
その他	10	278
営業外費用合計	1,336	278
経常利益	58,131	81,881
特別損失		
固定資産除却損	- * 1	15,532
特別損失合計	-	15,532
税引前当期純利益	58,131	66,349
法人税、住民税及び事業税	20,247	13,000
過年度法人税等戻入額	7,898	1,974
法人税等調整額	1,942	11,573
法人税等合計	10,406	26,548
当期純利益	47,725	39,800

(3) 株主資本等変動計算書

第24期（自 2018年10月 1 日 至 2019年 9 月30日）

（単位：千円）

		株主資本							純資産 合計
		資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他	利益 剰余金 合計		
						繰越利益 剰余金			
資本金									

当期首残高	490,000	57,958	—	57,958		785,875	785,875	1,333,833	1,333,833
当期変動額									
当期純利益	—	—	—	—		47,725	47,725	47,725	47,725
合併による増加									
剰余金の配当									0
当期変動額合計	—	—	—	—		47,725	47,725	47,725	47,725
当期末残高	490,000	57,958	—	57,958		833,600	833,600	1,381,558	1,381,558

第25期（自 2019年10月1日 至 2020年9月30日）

（単位：千円）

	資本金	株主資本						株主資本 合計	純資産 合計
		資本剰余金			利益剰余金				
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益剰余金	利益 剰余金 合計		
繰越利益 剰余金									
当期首残高	490,000	57,958	-	57,958		833,600	833,600	1,381,558	1,381,558
当期変動額									
当期純利益	-	-	-	-		39,800	39,800	39,800	39,800
合併による増加			100,000	100,000		33,587	33,587	133,587	133,587
剰余金の配当					40,000	440,000	400,000	400,000	400,000
当期変動額合計	-	-	100,000	100,000	40,000	366,611	326,611	226,611	226,611
当期末残高	490,000	57,958	100,000	157,958	40,000	466,989	506,989	1,154,947	1,154,947

重要な会計方針

1．固定資産の減価償却の方法	有形固定資産 定額法により償却しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物附属設備 10年～18年 器具備品 3年～20年 無形固定資産 ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用期間（5年）に基づく定額法により償却しております。
2．引当金の計上基準	退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職給付見込額の当事業年度における負担額を計上しております。 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額の当事業年度における負担額を計上しております。
3．外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
4．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

（未適用の会計基準等）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）

「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日）

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年9月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

注記事項

（貸借対照表関係）

第24期 (2019年9月30日)	第25期 (2020年9月30日)
* 1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 建物付属設備 43,367千円 器具備品 45,811千円	* 1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 建物付属設備 53,253千円 器具備品 50,690千円
* 2 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債には次のものがあります。 流動負債 その他未払金 20,674千円	* 2 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債には次のものがあります。 流動負債 その他未払金 18,136千円
* 3 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未収消費税等」として表示しております。	* 3 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

（損益計算書関係）

第24期 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)	第25期 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)
—	* 1 固定資産除却損には次のものがあります。 建物付属設備 8,361千円 器具備品 7,171千円 * 2 営業外費用のその他には次のものがあります。 消費税等差損 278千円

（株主資本等変動計算書関係）

第24期（自 2018年10月1日 至 2019年9月30日）

1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
--	-------------------	-------------------	-------------------	------------------

発行済株式				
普通株式	43,580	-	-	43,580
合計	43,580	-	-	43,580

（注）自己株式について、該当事項はありません。

２．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

３．配当に関する事項

該当事項はありません。

第25期（自 2019年10月1日 至 2020年9月30日）

１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	43,580	-	-	43,580
合計	43,580	-	-	43,580

（注）自己株式について、該当事項はありません。

２．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

３．配当に関する事項

	株式の 種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2020年8月20日 臨時株主総会	普通株式	400	9,179	2019年9月30日	2020年8月20日

（リース取引関係）

１．ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

２．オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：千円）

	第24期 （2019年9月30日）	第25期 （2020年9月30日）
１年内	64,018	94,856
１年超	309,335	363,488
合計	373,353	458,344

（金融商品関係）

第24期（自 2018年10月1日 至 2019年9月30日）

１．金融商品に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社の資本は本来の事業目的のために使用することを基本とし、資金の運用については自社が運用する投資信託への投資に限定し、資産運用リスクを極力最小限に留めることを基本方針としております。また、資金調達については関係会社からの新株発行によっております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収運用受託報酬及び未収委託者報酬に係る信用リスクは、極めて限定的であると判断しております。また、営業債権債務の一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、当該営業債権債務の残高及び為替の変動による影響を定期的にモニタリングすることで管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

	貸借対照表 計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
資産			
(1) 現金・預金	1,269,311	1,269,311	-
(2) 未収入金	125,711	125,711	-
(3) 未収委託者報酬	45,395	45,395	-
(4) 未収運用受託報酬	14,943	14,943	-
(5) 長期差入保証金	65,707	67,582	1,874
資産計	1,521,068	1,522,943	1,874
負債			
(1) 未払手数料	31,456	31,456	-
(2) その他未払金	121,208	121,208	-
(3) 未払費用	57,718	57,718	-
負債計	210,382	210,382	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金・預金、(2) 未収入金、(3) 未収委託者報酬及び(4) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期差入保証金

敷金の時価の算定は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に当該建物の賃貸借契約期間を加味した利率で割り引いた現在価値より算定しております。

負債

(1) 未払手数料、(2) その他未払金及び(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	1,269,311	-	-	-
未収入金	125,711	-	-	-
未収委託者報酬	45,395	-	-	-
未収運用受託報酬	14,943	-	-	-
長期差入保証金	-	-	65,707	-
合計	1,455,360	-	65,707	-

１．金融商品に関する事項

（１）金融商品に関する取組方針

当社の資本は本来の事業目的のために使用することを基本とし、資金の運用については自社が運用する投資信託への投資に限定し、資産運用リスクを極力最小限に留めることを基本方針としております。また、資金調達については関係会社からの新株発行によっております。

（２）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収運用受託報酬及び未収委託者報酬に係る信用リスクは、極めて限定的であると判断しております。また、営業債権債務の一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、当該営業債権債務の残高及び為替の変動による影響を定期的にモニタリングすることで管理しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

2020年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

	貸借対照表 計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
資産			
(１) 現金・預金	1,045,422	1,045,422	-
(２) 未収入金	102,827	102,827	-
(３) 未収委託者報酬	40,734	40,734	-
(４) 未収運用受託報酬	242,302	242,302	-
(５) 未収投資助言報酬	6,044	6,044	-
(６) 長期差入保証金	97,388	98,032	643
資産計	1,534,720	1,535,364	643
負債			
(１) 未払手数料	27,624	27,624	-
(２) その他未払金	404,914	404,914	-
(３) 未払費用	55,757	55,757	-
負債計	488,295	488,295	-

(注) １．金融商品の時価の算定方法

資産

- (１) 現金・預金、(２) 未収入金、(３) 未収委託者報酬(４) 未収運用受託報酬
及び(５) 未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (６) 長期差入保証金

敷金の時価の算定は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に当該建物の賃貸借契約期間を加味した利率で割り引いた現在価値より算定しております。

負債

- (１) 未払手数料、(２) その他未払金及び(３) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注) ２．金銭債権の決算日後の償還予定額

	１年以内 (千円)	１年超 ５年以内 (千円)	５年超 １０年以内 (千円)	１０年超 (千円)
現金・預金	1,045,422	-	-	-
未収入金	102,827	-	-	-
未収委託者報酬	40,734	-	-	-
未収運用受託報酬	242,302	-	-	-
未収投資助言報酬	6,044	-	-	-

長期差入保証金	-	-	97,388	-
合計	1,437,332	-	97,388	-

（有価証券関係）

第24期 (2019年9月30日)	第25期 (2020年9月30日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

第24期 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)	第25期 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（共通支配下の取引等の注記）

第25期会計期間 (2020年9月30日)
1. 取引の概要 (1) 結合当事企業の名称 (存続会社) フランクリン・テンブルトン・インベストメンツ株式会社 (消滅会社) K2アドバイザーズ・ジャパン株式会社（以下「K2AJ」） (2) 企業結合日 2019年10月1日 (3) 企業結合の方法 当社を存続会社、K2AJを消滅会社とする吸収合併 (4) 企業結合後の名称 フランクリン・テンブルトン・インベストメンツ株式会社 2. 実施した会計処理の概要 「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を実施いたしました。

（退職給付関係）

第24期 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)	第25期 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

1．採用している退職給付制度の概要 当社は従業員の退職給付に備えるため、非積立型の確定給付制度及び確定拠出年金制度を採用しております。 当事業年度より確定給付の制度として退職一時金制度を設けております。従業員の退職等に際しては、臨時で割増退職金を支払う場合があります。なお退職一時金制度は、簡便法により計上しております。当事業年度に計上されている割増退職金は、30百万円となります。 2．確定給付制度 (1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 <table border="1"> <tr> <td>退職給付引当金の期首残高</td><td>- 千円</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>34,852 千円</td></tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td><td>250 千円</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金の期末残高</td><td>34,602 千円</td></tr> </table> (2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表 <table border="1"> <tr> <td>積立型制度の退職給付債務</td><td>- 千円</td></tr> <tr> <td>年金資産</td><td>- 千円</td></tr> <tr> <td>非積立型制度の退職給付債務</td><td>34,602 千円</td></tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額退職給付引当金</td><td>34,602 千円</td></tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td><td>34,602 千円</td></tr> </table> (3) 退職給付費用 <table border="1"> <tr> <td>簡便法で計算した退職給付費用</td><td>34,852 千円</td></tr> </table> 3．確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、13,727千円であります。	退職給付引当金の期首残高	- 千円	退職給付費用	34,852 千円	退職給付の支払額	250 千円	退職給付引当金の期末残高	34,602 千円	積立型制度の退職給付債務	- 千円	年金資産	- 千円	非積立型制度の退職給付債務	34,602 千円	貸借対照表に計上された負債と資産の純額退職給付引当金	34,602 千円	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	34,602 千円	簡便法で計算した退職給付費用	34,852 千円	1．採用している退職給付制度の概要 当社は従業員の退職給付に備えるため、非積立型の確定給付制度及び確定拠出年金制度を採用しております。 確定給付の制度として退職一時金制度を設けております。従業員の退職等に際しては、臨時で割増退職金を支払う場合があります。なお退職一時金制度は、簡便法により計上しております。当事業年度に計上されている割増退職金は、14百万円となります。 2．確定給付制度 (1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 <table border="1"> <tr> <td>退職給付引当金の期首残高</td><td>34,602 千円</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>24,066 千円</td></tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td><td>38,098 千円</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金の期末残高</td><td>20,570 千円</td></tr> </table> (2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表 <table border="1"> <tr> <td>積立型制度の退職給付債務</td><td>- 千円</td></tr> <tr> <td>年金資産</td><td>- 千円</td></tr> <tr> <td>非積立型制度の退職給付債務</td><td>20,570 千円</td></tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額退職給付引当金</td><td>20,570 千円</td></tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td><td>20,570 千円</td></tr> </table> (3) 退職給付費用 <table border="1"> <tr> <td>簡便法で計算した退職給付費用</td><td>24,066 千円</td></tr> </table> 3．確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、16,077千円であります。	退職給付引当金の期首残高	34,602 千円	退職給付費用	24,066 千円	退職給付の支払額	38,098 千円	退職給付引当金の期末残高	20,570 千円	積立型制度の退職給付債務	- 千円	年金資産	- 千円	非積立型制度の退職給付債務	20,570 千円	貸借対照表に計上された負債と資産の純額退職給付引当金	20,570 千円	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	20,570 千円	簡便法で計算した退職給付費用	24,066 千円
退職給付引当金の期首残高	- 千円																																								
退職給付費用	34,852 千円																																								
退職給付の支払額	250 千円																																								
退職給付引当金の期末残高	34,602 千円																																								
積立型制度の退職給付債務	- 千円																																								
年金資産	- 千円																																								
非積立型制度の退職給付債務	34,602 千円																																								
貸借対照表に計上された負債と資産の純額退職給付引当金	34,602 千円																																								
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	34,602 千円																																								
簡便法で計算した退職給付費用	34,852 千円																																								
退職給付引当金の期首残高	34,602 千円																																								
退職給付費用	24,066 千円																																								
退職給付の支払額	38,098 千円																																								
退職給付引当金の期末残高	20,570 千円																																								
積立型制度の退職給付債務	- 千円																																								
年金資産	- 千円																																								
非積立型制度の退職給付債務	20,570 千円																																								
貸借対照表に計上された負債と資産の純額退職給付引当金	20,570 千円																																								
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	20,570 千円																																								
簡便法で計算した退職給付費用	24,066 千円																																								

(税効果関係)

第24期
(2019年 9 月30日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

繰延税金資産

繰越欠損金	889,108
未払金	16,733
未払費用	12,173
資産除去債務	9,134
未払事業税	2,836
その他	3,421
繰延税金資産小計	933,408
税務上の繰越欠損金に係る	
評価性引当額（注2）	876,024
将来減産一時差異等の合計に	
係る評価性引当額	9,134
評価性引当額小計（注1）	885,159
繰延税金資産合計	48,249

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	5,049
繰延税金負債合計	5,049
繰延税金資産の純額	43,199

(注)

1. 評価性引当額が239,557千円減少しております。この減少の主な内容は、税務上の繰越欠損金に関する評価性引当額が減少したことに伴うものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超	合計金額
税務上の繰越 欠損金(a)	247,416	268,890	268,061	104,739	-	889,108
評価性引当額	234,333	268,890	268,061	104,739	-	876,024
繰延税金資産	13,083	-	-	-	-	(b) 13,083

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 課税所得が見込まれることにより、税務上の繰越欠損金は回収可能と判断しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.62%
(調整)	
評価性引当額	22.51%
役員賞与等永久に損金に 算入されない項目	21.19%
住民税均等割	0.50%
過年度法人税等戻入額	13.59%
その他	1.68%
税効果会計適用後の 法人税等の負担率	17.90%

(税効果関係)

第25期
(2020年9月30日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

繰延税金資産

繰越欠損金	641,691
未払金	16,017
未払費用	10,713
資産除去債務	9,186
未払事業税	3,042
その他	4,810
繰延税金資産小計	685,462
税務上の繰越欠損金に係る	
評価性引当額（注2）	624,961
将来減産一時差異等の合計に	
係る評価性引当額	9,186
評価性引当額小計（注1）	634,148
繰延税金資産合計	51,313

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	4,475
繰延税金負債合計	4,475
繰延税金資産の純額	46,838

(注)

1. 評価性引当額が251,010千円減少しております。この減少の主な内容は、税務上の繰越欠損金に関する評価性引当額が減少したことに伴うものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超	合計金額
税務上の繰越 欠損金(a)	268,890	268,061	104,739	-	-	641,691
評価性引当額	252,160	268,061	104,739	-	-	624,961
繰延税金資産	16,729	-	-	-	-	(b) 16,729

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 課税所得が見込まれることにより、税務上の繰越欠損金は回収可能と判断しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.62%
(調整)	
評価性引当額	25.21%
役員賞与等永久に損金に 算入されない項目	17.41%
住民税均等割	0.44%
過年度法人税等戻入額	2.98%
その他	13.78%
税効果会計適用後の 法人税等の負担率	40.01%

(資産除去債務関係)

第24期 (2019年9月30日)	第25期 (2020年9月30日)
----------------------	----------------------

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの	資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの
1. 当該資産除去債務の概要 本社建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。 2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は1.12%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。 3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減	1. 当該資産除去債務の概要 本社建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。 2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は1.12%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。 3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減
期首残高 29,831千円	期首残高 30,165千円
時の経過による調整額 334千円	合併による増加額 7,285千円
期末残高 30,165千円	時の経過による調整額 337千円
	期末残高 37,788千円

（セグメント情報等）

第24期（自 2018年10月1日 至 2019年9月30日）

1. セグメント情報

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

2. 関連情報

（1）製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

（2）地域ごとの情報

営業収益

（単位：千円）

日本	ルクセンブルグ	米国	その他	合計
405,948	1,073,910	162,179	2,799	1,644,838

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

有形固定資産

国内に所在している有形固定資産の額が貸借対照表の有形固定資産の額の90%超であるため、記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の氏名または名称	営業収益
フランクリン テンプルトン インターナショナル サービス S.A.R.L	1,042,889

第25期（自 2019年10月1日 至 2020年9月30日）

1. セグメント情報

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

2. 関連情報

（1）製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

（2）地域ごとの情報

営業収益

（単位：千円）

日本	ルクセンブルグ	米国	その他	合計
978,672	1,135,118	249,662	1,257	2,364,711

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

有形固定資産

国内に所在している有形固定資産の額が貸借対照表の有形固定資産の額の90%超であるため、記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の氏名または名称	営業収益
フランクリン テンプルトン インターナショナル サービス S.A.R.L	1,135,118

運用受託報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

（関連当事者）

第24期（自 2018年10月 1 日 至 2019年 9 月30日）

１．関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	フランクリン リソーシズ インク	アメリカ合衆国デラウェア州	51,912千米ドル	銀行持株会社法上の持株会社	(被所有) 間接 100%	業務委託関係	本部共通経費の支払	23,533	その他未払金	20,674

（注） １．上記金額のうち、取引金額及び期末残高には消費税が含まれておりません。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

本部共通経費の支払については、当業務に関する役務提供割合を勘案して合理的な金額を支払っております。

（イ）財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	フランクリン テンプルトンカンパニーズ エルエルシー	アメリカ合衆国デラウェア州	0米ドル	一般業務委託請負会社	無し	業務委託関係	業務の受託 総務・経理・インフォメーションテクノロジー業務等の委託	153,229 491,018	未収入金 その他未払金	12,278 33,941

同一の親会社を持つ会社	フランクリン テンブルトン インターナショナル サービス S.A.R.L	ルクセンブルグ	4,042千ユーロ	資産運用会社	無し	業務委託関係	業務の受託 業務の委託	1,042,889 55,829	未収入金 その他未払金	81,303 5,090
-------------	--------------------------------------	---------	-----------	--------	----	--------	----------------	---------------------	----------------	-----------------

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額及び期末残高には消費税が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 業務受託報酬については、当社が提供する役務に係る人件費、システム利用料等の経費相当額に基づいて算出しております。
- (2) 総務・経理・インフォメーションテクノロジー業務等の委託については、コーポレートサービスフィー契約に基づいて算出された業務委託料金を支払っております。
- (3) 業務委託報酬については、当社に提供される役務に係る人件費、システム利用料等の経費相当額に基づいて算出されております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

フランクリン リソーシズ インク（ニューヨーク証券取引所に上場）

テンブルトン ワールドワイド インク（非上場）

テンブルトン インターナショナル インク（非上場）

フランクリン・テンブルトン・キャピタル・ホールディングス・プライベート・リミテッド（非上場）

第25期（自 2019年10月1日 至 2020年9月30日）

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	フランクリン リソーシズ インク	アメリカ合衆国デラウェア州	49,511千米ドル	銀行持株会社法上の持株会社	(被所有) 間接 100%	業務委託関係	本部共通経費の支払	21,698	その他未払金	18,136

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額及び期末残高には消費税が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

本部共通経費の支払については、当業務に関する役務提供割合を勘案して合理的な金額を支払っております。

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	フランクリン テンブルトンカンパニーズ エルエルシー	アメリカ合衆国デラウェア州	0米ドル	一般業務委託請負会社	無し	業務委託関係	業務の受託 総務・経理・インフォメーションテクノロジー業務等の委託	229,433 555,869	未収入金 その他未払金	17,199 46,838

同一の親会社を持つ会社	フランクリン テンブルトン インターナショナル サービス S.A.R.L	ルクセンブルグ	4,127千ユーロ	資産運用会社	無し	業務委託関係	業務の受託 業務の委託	1,135,118 48,649	未収入金 その他未払金	83,945 4,079
同一の親会社を持つ会社	K2/D&S マネジメントカンパニーズ エルエルシー	アメリカ合衆国コネチカット州	0米ドル	資産運用会社	無し	業務委託関係	業務の受託 業務の委託	10,850 541,759	未収入金 その他未払金	679 269,165

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額及び期末残高には消費税が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 業務受託報酬については、当社が提供する役務に係る人件費、システム利用料等の経費相当額に基づいて算出しております。
- (2) 総務・経理・インフォメーションテクノロジー業務等の委託については、コーポレートサービスフィー契約に基づいて算出された業務委託料金を支払っております。
- (3) 業務委託報酬については、当社に提供される役務に係る人件費、システム利用料等の経費相当額に基づいて算出されております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

フランクリン リソーシズ インク（ニューヨーク証券取引所に上場）

テンブルトン ワールドワイド インク（非上場）

テンブルトン インターナショナル インク（非上場）

フランクリン・テンブルトン・キャピタル・ホールディングス・プライベート・リミテッド（非上場）

（1株当たり情報）

第24期 （自 2018年10月1日 至 2019年9月30日）		第25期 （自 2019年10月1日 至 2020年9月30日）	
1株当たり純資産額	31,701.67円	1株当たり純資産額	26,501.77円
1株当たり当期純利益金額（注）	1,095.13円	1株当たり当期純利益金額（注）	913.27円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については潜在株式の発行がないため、記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については潜在株式の発行がないため、記載しておりません。	

（注）1株当たり当期純利益金額の算定の基礎は、以下の通りであります。

	第24期 （自 2018年10月1日 至 2019年9月30日）	第25期 （自 2019年10月1日 至 2020年9月30日）
当期純利益（千円）	47,725	39,800
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益（千円）	47,725	39,800
期中平均株式数（株）	43,580	43,580

（重要な後発事象）

グループ会社との企業結合

当社は、2020年10月8日開催の取締役会において、当社、フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社およびレグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社との合併契約を締結することを決議し、承認され、2020年10月8日付けで合併契約を締結いたしました。当該契約書に基づき、2021年4月1日付で両社は合併を予定しております。

(1) 取引の概要

1. 結合当事企業の名称及び事業内容

結合当事企業の名称： レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社（以下「LMJ」）

事業の内容： 資産運用業務

2. 企業結合予定日

2021年4月1日

3. 企業結合の方法

当社を消滅会社、LMJを存続会社とする吸収合併

4. 企業結合後の名称

フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社

5. 企業結合の目的

この企業結合により日本法人の業務効率の向上と体制強化を図ることで、よりクオリティの高い顧客サービスの提供や、より幅広い運用戦略の中から顧客ニーズにあった商品紹介を可能とすることを目指します。

(2) 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を実施する予定です。

5【その他】

<訂正前>

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

<訂正後>

(1) 定款の変更等

2021年4月1日にフランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社と合併し、商号をフランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社としました。

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

独立監査人の監査報告書

2020年6月15日

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

PWCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているレグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注

記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

2020年12月7日

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉 印
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているレグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第23期事業年度の中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社の2020年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2020年9月30日開催の取締役会において、フランク・テンブルトン・インベストメンツ株式会社と合併契約を締結することを決議し、2020年10月8日付で合併の効力発生日を2021年4月1日とする合併契約書を締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間

財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．X B R L データは監査の対象には含まれておりません。